

2024年8月4日

阪神電気鉄道株式会社

姫島駅で手売りした乗車券で乗り越し精算された際の過収受について

8月3日に開催されたなにわ淀川花火大会の会場最寄り駅である姫島駅で臨時に手売りした乗車券（2区運賃で発売）で、3区以上に乗り越して乗車されたお客様から、降車駅の精算機で運賃を過収受していたことが判明しましたので、お知らせいたします。

お客様からのご指摘を受け、調査した結果、過収受が判明したもので、お客様にはたいへんご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 過収受発生日

2024年8月3日（土）

2. 過収受の内容

姫島駅において、券売機の混雑が予想されたため、ご利用が多い大阪梅田駅までの運賃区間である2区の乗車券を手売りで発売いたしました。その際、乗り越した場合に差額分を精算する普通乗車券ではなく、乗り越した区間の普通運賃を収受する団体乗車券を発売いたしましたため、乗り越して精算機で精算されたお客様から過収受したものです。

参考：姫島駅からの2区運賃区間最遠駅

本線東側：大阪梅田駅

本線西側：武庫川駅

阪神なんば線：伝法駅

※ 当日、西宮駅及び今津駅で乗り越し精算をされたお客様からの申告により判明いたしました。

3. 過収受の件数及び過収受額

14件、計2,370円

参考：姫島駅で臨時に発売した乗車券の発売枚数

大人：384枚、小人：20枚

※ このうち3区以上に乗り越して乗車された場合に限る。

4. 過収受の原因

担当者による乗車券発券ミス及び確認者による確認疎漏のため。

5. 過収受したお客様への対応

(1) 返金の対応

お申し出のお客様よりご利用の状況等を確認させていただいたうえで、誤って収受した金額を返金させていただきます。

(2) 返金の取扱場所

大阪梅田・尼崎・甲子園・御影・神戸三宮・新開地の各駅長室

(3) 返金の期間

2024年8月4日（日）から当分の間

(4) お問い合わせ先

阪神電気鉄道株式会社 運輸部 営業課 06-6457-2258

大阪梅田駅長室 06-6457-2267

御影駅長室 078-851-2816

神戸三宮駅長室 078-221-1254

以 上